令和8年度　介護保険料のおしらせ

『あなたの保険料は……？』

【令和6年度から令和8年度の保険料】
（3年毎に保険料の見直しがあり、次回は令和9年度です）

ここからお進みください

生活保護を受給している
- はい → 第１段階（基準額×0.285）〔年額 20,860 円〕
- いいえ → 前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」が、８２万６千５百円以下である
  - はい → 第１段階（基準額×0.285）〔年額 20,860 円〕
  - いいえ → 前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」が、120 万円以下である
    - はい → 第２段階（基準額×0.435）〔年額 31,840 円〕
    - いいえ → 第３段階（基準額×0.685）〔年額 50,140 円〕

あなたに市民税が課税されている
- いいえ → 同じ世帯に市民税を課税されている人がいる
  - はい → 前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」が、８２万６千５百円以下である
    - はい → 第４段階（基準額×0.85）〔年額 62,220 円〕
    - いいえ → 第５段階（基準額×1.0）〔年額 73,200 円〕
  - いいえ → 前年の「合計所得金額」は？
- はい → 前年の「合計所得金額」は？
  - 70 万円未満 → 第６段階（基準額×1.1）〔年額 80,520 円〕
  - 70 万円以上 120 万円未満 → 第７段階（基準額×1.2）〔年額 87,840 円〕
  - 120 万円以上 160 万円未満 → 第８段階（基準額×1.3）〔年額 95,160 円〕
  - 160 万円以上 210 万円未満 → 第９段階（基準額×1.35）〔年額 98,820 円〕
  - 210 万円以上 320 万円未満 → 第１０段階（基準額×1.5）〔年額 109,800 円〕
  - 320 万円以上 400 万円未満 → 第１１段階（基準額×1.7）〔年額 124,440 円〕
  - 400 万円以上 500 万円未満 → 第１２段階（基準額×1.9）〔年額 139,080 円〕
  - 500 万円以上 600 万円未満 → 第１３段階（基準額×2.1）〔年額 153,720 円〕
  - 600 万円以上 700 万円未満 → 第１４段階（基準額×2.3）〔年額 168,360 円〕
  - 700 万円以上 800 万円未満 → 第１５段階（基準額×2.4）〔年額 175,680 円〕
  - 800 万円以上 1,000 万円未満 → 第１６段階（基準額×2.5）〔年額 183,000 円〕
  - 1,000 万円以上 1,500 万円未満 → 第１７段階（基準額×2.6）〔年額 190,320 円〕
  - 1,500 万円以上 → 第１８段階（基準額×2.8）〔年額 204,960 円〕

※　令和８年度の保険料に限り、給与所得控除額を令和７年度税制改正前の計算方法を用いて計算し、保険料を算定します。

※　所得情報が無い人は『**暫定段階**』として、３段階又は５段階（世帯に課税されている人がいる場合）になります。
※　各段階の保険料は、基準額（第５段階：年額７３，２００円）に各段階の保険料率を掛けた額です。

○介護保険料の算定に使用する『**合計所得金額**』
　一般的に合計所得金額は収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除、繰越控除を差し引く前の金額のことですが、介護保険料の算定では合計所得金額からそれぞれ下記を差し引いた額を使用しています。
●第１～５段階の人（本人非課税者）
・公的年金等に係る雑所得
・給与所得が含まれている場合は 10 万円
●土地売却等に係る特別控除額がある人
・長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額

【お問い合わせ先】
横須賀市　民生局福祉こども部　介護保険課
保険料係　電話 046(822)8293